

## 公立大学法人に適用される会計基準について

原則として「企業会計原則」による（地独法第33条）

公立大学法人の会計には財務情報をストック、フローの両面から住民に分かりやすく、かつ詳細に提供するという目的がある。

発生主義、複式簿記といった企業会計の手法を導入した。

しかしながら、地方独立行政法人は、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算性を前提としないため、企業会計をそのまま適用した場合には、本来伝達すべき情報が伝達されなかったり、ゆがめられて提供されるおそれがある。

総務省令及び地方独立行政法人会計基準を拠るべき基準とし、企業会計ではみられない特有の会計処理を行う。

総務省令（地方独立行政法人法施行規則）

（定めのないもの）

**地方独立行政法人会計基準**

（定めのないもの）

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準

地方独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示の基準を定めるものであって、地方独立行政法人がその会計を処理するに当たって従わなければならないものであるとともに、会計監査人が財務諸表等の監査をする場合において依拠しなければならないもの

### 企業会計原則

企業会計の実務のなかから、一般的に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準のこと。  
具体的には、企業会計原則（昭和24年経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告）を頂点とし、企業会計審議会によって定められた各種の下位の基準や、日本公認会計士協会による実務指針、明文化されていない企業実務上の会計慣行などから構成される会計処理の包括的な体系のこと。

## 地方独立行政法人法施行規則<抜粋>

### (会計の原則)

第一条 地方独立行政法人の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 地方独立行政法人に適用する会計の基準として総務大臣が別に公示する**地方独立行政法人会計基準**は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

### (有価証券)

第二条 地方独立行政法人法(以下「法」という。)第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次に掲げる金融機関が発行する債券とする。

- 一 商工組合中央金庫
- 二 信金中央金庫
- 三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
- 四 農林中央金庫

### (金融機関)

第三条 法第四十三条第二号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 二 信用金庫及び信金中央金庫
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫

### (資産及び負債に関する書類)

第四条 法第六十六条第二項に規定する移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類は、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 資産の種類、内容、所在の場所及び価額
- 二 負債の種類、内容及び価額